

## 平成 28 年度 第 2 回 いきいき西区ささえあいプラン推進委員会

日 時：平成 29 年 3 月 6 日（月）午前 10 時～

会 場：西区役所健康センター棟 大会議室

### （司 会）

これより、平成 28 年度第 2 回いきいき西区ささえあいプラン推進委員会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、西区健康福祉課の相馬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、青木美奈子委員、風間由記夫委員から欠席の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

なお、後日、会議録を公開するため、録音させていただきますので、よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日の会議資料の確認をお願いいたします。事前にお配りしました資料でございますが、本日の次第、いきいき西区ささえあいプラン推進委員会委員名簿、いきいき西区ささえあいプラン推進委員会事務局名簿、資料 1 『第 2 次いきいき西区ささえあいプラン』西区全体計画進管理票、資料 2 「平成 29 年度の介護予防・日常生活支援総合事業について」、資料 3-1 「西区における社会資源等一覧」、資料 3-2 「西区における社会資源等（事業所一覧）」、資料 3-3 「西区地域の茶の間・サロンなどの地域の居場所」、資料 4 『『地域の茶の間』の助成を見直します』、資料 5 「西区地域包括ケア推進モデルハウス事業」でございます。資料は以上になりますが、皆様よろしいでしょうか。

これより、議事に入りますが、推進委員会開催要綱第 4 条第 2 項により、五十嵐委員長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### （五十嵐委員長）

皆さん、おはようございます。今日は暖かくなりまして、テーブルの上に置かれているお茶も桜なのですけれども、明日からまた雪マークが付いていますから、新潟の春ももう少しかと思えますけれども、皆さんと一緒にやっていたらと思えます。よろしくお願いいたします。

議題（1）『第 2 次いきいき西区ささえあいプラン』西区全体計画の取り組み状況について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

**（皆川係長）**

西区健康福祉課の皆川です。よろしくお願いいたします。

まず、議題（1）「第 2 次いきいき西区ささえあいプラン」の西区全体計画の取り組み状況について、資料 1 に基づきまして説明させていただきます。

まず、私から西区役所で所管している事業を一括で説明させていただきます。その後、社会福祉協議会から、そちらのほうの事業を説明させていただきます。

最初に、1 ページ目の基本目標 1「私たちが支えあい、助けあう地域づくり」について説明させていただきます。主な事業についてだけ説明させていただきます。

はじめに No.1「地域包括ケアシステムの構築」についてでございます。こちらについては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進するものでございます。この内容につきましては、昨年 7 月の第 1 回目のときに簡単に説明させていただいていますが、今年度の実績見込みとしましては、日常生活圏域ごとに設置する第 2 層協議体については、すべて区内 4 圏域において設置が完了しております。現在、生活支援コーディネーターの選出に向けた取り組みを進めているところでございます。

続きまして、No.2 と 3「高齢者を地域で支えるモデル事業」、そして「高齢者等あんしん見守り活動事業」でございます。2 番目のモデル事業につきましては、包括ケアシステムを推進するためにモデル的に平成 26 年度、平成 27 年度と開催していた事業でございます。また、3 番目の「あんしん見守り活動事業」につきましては、こちらは各自治会等で行っている見守り支援体制をモデル的に実施していただいた事業でございますが、この 2 番目、3 番目はともに平成 27 年度で終了しております。今後は来年度以降の介護予防・日常生活総合支援事業を活用していただくなど、事業を継続していただくこととしております。

続きまして、No.4「孤立ゼロ作戦訪問事業」でございます。こちらは住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、75 歳以上の高齢者を訪問し、必要なサービスや情報の提供を行い、地域とつながりが持てるよう支援するものでご

ございます。今年度の見込みとしましては、年度内に新たに 75 歳になる単身世帯の熱中症訪問として 196 世帯、そして介護サービス等を受給していない 75 歳以上のみ世帯 235 世帯訪問いたしております。そのほか郵送で 609 世帯にも調査をしているところでございます。

続きまして、No.5「子ども・子育て支援新制度の推進」ということで、こちらは「子ども・子育て関連 3 法」に基づく、幼児期の学校教育・保育や、放課後児童クラブなどの地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものでございます。今年度の見込みとしましては、保育園 2 園、そして放課後児童クラブについては 2 施設が増設となっております。具体的には、小新に「遊コスモス小新保育園」が昨年 4 月に、そして寺地に「なでしこつぼみ保育園」の 2 園が開園しております。また、ひまわりクラブについては小針小学校の空き教室と、真砂小学校の空き教室のほうで 2 つ増設されております。

続きまして、No.6「NP プログラム、BP プログラムなど、育児支援講座の実施」でございます。こちらは子育てに不安を感じている親同士が学ぶ講座を実施し、育児の不安、孤立感の軽減や仲間づくりを支援するものでございます。今年度の見込みとしましては、2 か月から 6 か月のお子様の親を対象にした BP プログラム、また 7 か月から 5 歳の子どもの親を対象とした NP プログラム、また今年度から新規に開催しております子育て中の親のしつけ方を学ぶ「どならない子育て講座」の合計の参加者が 240 組となっております。

続きまして、基本目標 1 の最後ですが No.9「子ども学習支援事業」でございます。こちらは生活困窮の状況にある世帯の中学生等を対象に、週 2 回学習会を開催しております。新潟大学と新潟青陵大学の学生スタッフとともに勉強を進め、学習意欲を高め、高校進学を促進するものでございます。こちらについては今年度、延べ 102 回開催しまして、参加者数は 996 人となる見込みでございます。

続きまして、基本目標 2「安心・安全に暮らせる地域づくり」でございます。はじめに、No.3「災害時要援護者対策」は高齢者や障がい者、要介護者など災害時に自力で避難することが困難な方を対象として、災害時要援護者名簿を作成し、地域の自主防災組織や援護体制の整った自治会、町内会等の援護する方に配布し、災害時に地域で支援する体制を確立するものでございます。こちらの今年度の見込みとしましては、自主防災組織の結成率が 87.4 パーセントと、昨年度から 0.1 パーセント増加する見込みでございます。

続きまして、No.4「障がい者の通所施設における夜間支援事業」でございます。こちらは障がい者の通所施設において、当該事業所を使い慣れた利用者が家族の急病など緊急時に限り、宿泊の利用を実施するものでございます。こちらにつきましても、受け入れ可能施設が市内で全 5 施設、西区内で 2 施設ということで、青山ファクトリーとあすなろ福祉園で受け入れを実施しているものでございます。

続きまして、裏面の基本目標 3「健やかでいきいきと暮らせる地域づくり」でございます。まず No.2「ウォーキング講習会」ですが、こちらはウォーキングの基本的な学習と実技、継続のための工夫について学ぶ講習会でございます。こちらにつきましても、西総合スポーツセンターや黒埼体育館、また寺尾中央公園などで開催しております「MYスタイルウォーキング」などの講習会の開催数でございますが、今年度は開催数で 12 回、延べ 320 人の参加者の見込みでございます。

続きまして、No.4「健康フォーラム」ですが、こちらは食育SATシステムなどの内容をイベント形式で実施するものでございます。こちらについては、毎年 10 月頃に、みどりと森の運動公園で「西区ふれあいまつり」が開催されておりますが、こちらのほうで食育SATシステムを用いた栄養バランス診断、個別指導、体脂肪測定などを実施しているものでございます。今年度の参加者は 155 人で行いました。

続きまして、No.6「地域の茶の間利用者のバスツアー」でございます。こちらは西区内の施設、または新潟市内の健康福祉に関する施設を区のバスで巡り、その後、保健師等による健康相談、介護予防教室を開催するものでございます。今年度の見込みは延べ 18 団体、参加者は 444 人となっております。

この目標の最後ですが、No.8「高齢者転倒予防教室」でございます。こちらのほうは民間委託の教室で、転びやすくなったことを自覚する 65 歳以上を対象にした教室でございます。今年度からはロコモ予防講座として実施しているものでございます。ロコモ予防講座とは、ロコモティブシンドロームの略でございますが、骨や関節、筋肉といった運動器の衰えにより、歩く、立つなど、運動機能が低下している状態でございますが、これを予防する講座でございます。こちらについては今年度計 4 回、参加者数は 130 人となる見込みでございます。

続きまして、基本目標 4「みんなで暮らしを支える情報の共有とネットワークづくり」でございます。最初に、No.2「西区子育て情報誌『h u g k u m i

(はぐくみ)』発行」でございます。こちらにつきましては、今年度で4回目となります。年度内には5,000冊発行いたしまして、区役所、出張所、公民館、図書館等、子育て支援センターなどの施設に配布する予定でございます。

続きまして、No.4「障がい者基幹相談支援センター事業」でございます。こちらにつきましては、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを西区役所内に設置し、相談支援体制を強化しているものでございます。こちらについては、平成26年10月から実施しているもので、平日の朝8時半から5時半まで、来所でも電話でもFAXでもメールでも健康、医療、住まい、人間関係、保育、教育、仕事など、さまざまな相談を受けているものでございます。今年度は支援件数が12月末現在で5,869件となっております。

最後に、No.6「世代間交流促進、高齢者見守り啓発事業」でございます。こちらは、児童に対して高齢者に関する認識を高めてもらうため、小学校等において高齢者疑似体験、認知症サポーター養成講座を開催するものでございます。今年度につきましては、昨年度の5校から新たに、こちらの「事務局コメント」欄にあります、赤塚中学校と山田小学校が新規で開催していただいております。昨年度まで開催していた青山小学校については今年度、開催しておりませんが、合計6校で開催となりました。

以上が、西区の健康福祉課所管事業でございます。

#### (五十嵐補佐)

続きまして、西区社会福祉協議会の所管事業について、西区社会福祉協議会の五十嵐から説明させていただきます。資料1の基本目標1「私たちが支えあい、助けあう地域づくり」の裏面を見ていただきますと、社会福祉協議会の所管事業についてはNo.12から23までの12ございます。そのうちの主なものについて3点ほど説明させていただきます。

まず、No.12「友愛訪問事業」でございます。この事業につきましては、一人暮らしの世帯等に安否確認を兼ねて、地域のボランティアや民生委員が訪問をしている事業でございます。平成4年、5年頃からずっと事業実施を継続してきている事業でございます。平成28年度の実施見込みでございますが、実施団体としては113団体ほど、実施訪問世帯数としては1,600世帯ほどということでございますが、見ていただきますと、微増ながらだんだんと増えてきているという状況が見受けられるところでございます。今後も、この事業につきまして

は、社会福祉協議会では大事な生活支援の支え合いのしくみづくりの取り組み事業ということで、大事な重要事業と位置づけて実施をしていきたいと考えているところでございます。

それから、No.16「元気力アップ・サポーター制度」の事業でございます。この事業につきましては、新潟市からの委託事業でございます。60歳以上の高齢者の方がサポーター活動を通して、自己の介護予防の推進と社会参加を目的として行っている事業でございます。協力事業所等にサポーター活動をしていただくとポイントを付与されることになっております。年間ポイントが貯まりますと、最大5,000円換金還元されるという事業でございます。その財源といたしましては、新潟市の介護事業の収益分を使っているという事業でございます。平成28年度につきましては、81の事業所の協力を得て、サポーター数、活動をされている方々もだんだん増えてきております。定期的に区内で説明会をさせていただきまして、参加される方は説明会を受講した上で、登録されている事業所等に申し込む形になっております。平成27年度の途中から、実は受け入れ協力事業所につきましては、これまでは介護保険の実施事業所でなければできなかった部分があった部分があったが、そこを取り払いまして、介護保険以外の事業所、障がい者福祉事業所等でも取り組めるような形に制度が変更されております。それによりまして、平成28年度、西区内におきましても3か所の障がい福祉事業所がこの事業に取り組んでいただいているというところでございます。

それから、No.17「地域の茶の間助成事業（ふれあい・いきいきサロン）」でございます。身近な地域で気軽に集まり、交流する居場所づくりを支援していきましょうという取り組みでございます。これにつきましては、西区社会福祉協議会では新潟市からの助成金を活用させていただきまして、地域の方に呼び掛けまして助成金を使っていたいただきながら、合わせて居場所づくりの支援であるとか、または運営上の支援も行っているところでございます。これも年々微増でございますが徐々に増えてきているというところでございます。なお、この事業につきましては、平成29年度以降、助成金のあり方が新潟市のほうから変更の部分もありますし、継続の部分もありますということで説明を受けておりますし、本日の資料4の中に、そのことが含まれてありますので、後ほどご説明をさせていただけるかと思っております。

続きまして、基本目標2「安心・安全に暮らせる地域づくり」でございまして、

ここでは西区社会福祉協議会の所管事業としては、No.5 から No.10 までの 6 つの事業を挙げさせていただいております。その中で No.6 「緊急情報キット配布事業」でございます。この事業につきましては、70 歳以上の高齢者の一人暮らし、又は高齢者のみ世帯の方で健康上不安のある方を対象として、病気や服薬情報、緊急連絡先の情報を記載できる用紙と、それを入れる筒を配布させていただくという事業でございます。その配布につきましては、自治会・町内会の協力をいただきながら配布をお願いしているところでございます。平成 26 年度から事業を実施したところでございますが、この事業につきましても微増ということで、若干ではございますが増えてきているところでございます。自治会には年に 1 回の実施のお願いさせていただいているところでございますが、個人の方からも欲しいという方につきましては、自治会の見守りも兼ねさせていただきたいということを申し上げさせていただいて、自治会のほうにも、その方に配布いただけますかという情報をお伝えさせていただきながら、自治会の協力を得ながら配布していくというところでございます。

続きまして、No.7 「災害に対するボランティア研修」です。災害ボランティアセンター、災害時における社会福祉協議会の取り組みとしては、災害ボランティアセンターの運営というところが挙げられております。西区におきましても、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルというものを作らせていただいております。その中でボランティアセンターの設置候補場所を明示させていただいております。毎年、設置候補地におきましてボランティアセンターの設置訓練を実施しているところでございます。平成 28 年度におきましても、西総合スポーツセンターで9月に実施させていただいたところでございます。

今現在、西区内では 7 か所くらいの設置候補場所を予定させていただいているのですが、次年度以降につきましても違うところで訓練を重ねながら、また関係機関、団体等も参画をお願いしながら、そういった訓練をやっていくところでございます。

No.9 「日常生活自立支援事業」でございます。この事業は認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどの判断能力が不十分な方への社会福祉協議会が行う福祉サービス利用援助事業ということで、平成 12 年度から法の中で定められまして実施を行っている事業でございます。現在、この事業を創設されまして 10 数年経ってきているところでございますが、現状といたしましては、これまで契約されている方々が高齢になってきているところから、判断能力がなかなか

十分ではなくなっている方々につきまして、成年後見制度への移行であるとか、またはお亡くなりになられて辞められる方、またはそういったところで減少になる方もありますが、この制度を契約した中で、福祉スタッフの利用援助プラス個々には金銭管理といったところも含めて、それを継続して実施を維持したいという意思の確認を進めます。こういった制度を利用したいという方々、または福祉サービスの事業者等からも相談があるわけですが、やはり本人の判断、この制度を利用したいという意思が最優先されるところでございますので、継続してその意思があるかどうかというところを見極めまして、なかなか利用のところも進まなかったりというところもありまして、今現状としては平成 28 年度の実績としては 29 名でございます。

また、この制度につきましては、生活支援員の方々にも協力いただきながら関わっていただいているところでございます。平成 28 年度以降につきましても、それらの方々との情報交換会も含めてやりながら、いい制度ということで継続を続けていきたいと思っている次第でございます。

続きまして、基本目標 3「健やかでいきいきと暮らせる地域づくり」の No.11「イオン社協のひろば」の 1 事業でございます。イオン新潟青山店の 2 階のコミュニティ広場を借りまして、年に 11 回、公開講座を実施しているところでございます。認知症、傾聴、健康、趣味、生きがいなど、さまざまなテーマを掲げて公開講座を実施させていただいているところでございますが、平成 28 年度は 11 回、延べ参加者数 300 人ほどの講座の実施をさせていただいたところでございます。

続きまして、基本目標 4「みんなで暮らしを支える情報の共有とネットワークづくり」の No.7 から No.13 までの 7 事業を掲載させていただいております。主なものといたしましては、No.9「新潟市高齢者あんしん相談センター西」事業でございます。この事業は、新潟市からの受託事業でございます。当健康センターの 1 階の社会福祉協議会のところ「あんしん相談センター西」の相談コーナーを設けております。高齢になりますと介護、暮らし、保険、住まい等に関するあらゆる悩みごとや諸々のことについて相談窓口を設置しているところでございます。平成 28 年度は 230 件の相談件数が見込まれているところでございます。平成 28 年度の特徴といたしましては、個人的な相談というよりも関係機関からの相談が非常に増えてきているというところが見受けられます。この事業開始から 3 年目を経過いたしまして、いろいろな事業所、施設等からも少



し周知をされてきたところからの相談が増えてきたかなと考えているところでございます。

続きまして、No.10「コミュニティソーシャルワーク事業」でございます。この事業につきましては、制度の狭間にある世帯や複数の問題を抱える世帯等に対して、専門職との連携を深めながら、地域の協力を得ながら課題解決を支援していこうという事業でございます。寄せられる件数を一つの指標にさせていただいているところでございますが、なかなか関係機関等のところで解決が難しかったり、複合的な問題であったりというところで、当然私のほうだけでは難しいので、私どもとしては関係機関ともつながりまして、連携しながらカンファレンスを開かせていただいたり協議を図りながら、少しでも良い方向に向かえばいいなというところでございます。

また、新潟市で地域福祉コーディネーター養成研修会を毎年やっていただいております。その中で非常に困難ケースがあった場合に、各区の社会福祉協議会はコミュニティソーシャルワークの事業をやっていますので、区社会福祉協議会にぜひ相談をしてほしいということも研修の中では依頼、周知がされているところでございます。こういったところで今、対応しているということでございます。なかなかすぐに解決には至らないのですが、今解決に向けての取り組みを進めている事業でございます。

以上、社会福祉協議会の所管の事業について説明をさせていただきました。

#### **(五十嵐委員長)**

ありがとうございました。今ほどご説明いただいたことについてご質問等お願いしたいと思いますが、ピックアップしていただいた取り組み以外のご質問でもよろしいので、何かご質問やご意見等ございますでしょうか。

#### **(木村委員)**

今、社会福祉協議会から説明がありました、新潟市高齢者あんしん相談センターの件についてお聞かせください。基本目標 4 の 9 について、電話相談と来所相談があると思いますが、相談員はどういう方がやっていらっしゃるのでしょうか。

また、以前、高齢者の方に電話を無料で設置した「安心電話」というものがあったのですが、今でも電話を持っていない人に対して、設置する方法はある

のでしょうか、という点をお聞かせください。

**(五十嵐補佐)**

木村委員からのご質問でございますが、No.9の「高齢者あんしん相談センター西」事業でございます。ここにつきましては、常駐の相談員を一人配置しております。勤務としては平日の水曜日から金曜日までの8時半から5時15分までということで、相談員が対応しております。相談員もいろいろ外に出たりするときもあります。そのときは社会福祉協議会の職員が代わりにお話を伺ったり、必要な助言をさせていただいているところでございます。

また、平成28年度の電話での相談件数の見込み等につきましては、まだ年度途中でございますので、細かく出せなかったもので、そのところが記載しておりません。本当にいろいろな、よろず相談、初期相談というところで、もし関係する部署があれば、そういったところの窓口をご紹介したり、またご助言をさせていただくものでございます。安心電話等につきましては、行政のほうからお願いします。

**(木村委員)**

そういうものが、あるのか、ないのかだけ。

**(土沼係長)**

ございます。電話のないご世帯に、市から電話の費用とは別で、また一部補助をさせていただくという制度もございますが、申し訳ありません、今は資料がなく細かいところは。

**(木村委員)**

結構です。ありがとうございました。

**(高橋委員)**

基本目標4のNo.10のコミュニティソーシャルワーク事業の「制度の狭間にある世帯」の「制度の狭間」というのは、実際には私には理解しかねるのですが、実例をお聞かせ願いたいのですが。

**(五十嵐補佐)**

具体的なイメージがつきにくいということなのですが、今、私どもで関わっている事例としては、非常に高齢者の方で介護の必要な方が、なかなか介護保険の制度に結び付かない過程の中で、若者と一緒にいるのですが、非常にご家庭の中でゴミが溜まっていたようなケースであるとかでございます。それから年間を通してなのですが、孤立されているといいますか、なかなか人と接触をしたがらなくて、例えば住居の問題であるとか、ゴミもそうなのですが、敷地の中の清掃がなかなかされていなかったり、そういった人との関わり合いを拒んでいる方のケースであるとか、そういった方も含めて、それから母子世帯の方、低所得の方、障がいを持っている方とか、いろいろなケースが複合的に重なっている世帯の方で、なかなかご自身からSOSが発信することができない世帯の方ということで事例を今、いくつか持っているところでございます。

**(五十嵐委員長)**

よろしいでしょうか。

私のほうからも今の点について質問なのですが、制度に結び付けられるのに、結び付いていないというケースだけではないということですよ。いろいろあるということですよ。

**(五十嵐補佐)**

そうです。

**(酒井委員)**

基本目標1のNo.12「友愛訪問事業」ですが、私は自治会で友愛訪問をしております。去年の暮れ、おせち事業もしていたのですが、突然今まで3つおせちがいていたお宅に対して、急に一つになってしまったのです。あまりにもショックで、その前に「楽しみにしているよ」という声を聞いたものですから、なおさら「今回から一つです」というのが切なくて言えずにいました。自治会長に相談しまして、あまりにもかわいそうなので、プラスアルファ出していただけないでしょうかということで、自治会費のほうからおせちを別に買いましたお渡ししたのですけれども、なぜ急に打ち止められたのか。たぶん予算の関係だろうと思っていたのですが、お願いします。

### (五十嵐補佐)

おせち料理の配食事業につきましては、ご協力いただきましてありがとうございました。おせち料理配食事業につきましては、歳末たすけあい募金の財源を出しまして、そこで年度内の募金の配分の範囲内で調整して用意するということになっております。しかしながら、友愛訪問の実施対象者自体も微増でございますが、年々増えてきているということの中で、おせち料理を製造していただける業者も非常になるべく安い単価でお願いしているところのバランスも実はあるのですが、それともう一つは、おせち料理配食事業も目的としては、おせち料理を届けることもそうなのですが、それとは別に年度末に訪問することを主たる目的の一つということで私ども考えているところでございます。

したがって、予算の範囲内で十分なものを取り揃えるところを第一と考えながら、一つは配布ということにプラス訪問するということを中心に置きたいということで、対象者が二人いるから2つということよりも、それを持って訪問して声かけをするというところに重点を置いていただきたいということで、平成28年度から対応させていただいた次第でございます。また、酒井委員のケースと他の方々からも、なぜ減ったのだというところで私どもに連絡をいただいたところですが、趣旨としては、そういった趣旨でございますので、ご理解をお願いいたします。

### (酒井委員)

急だったのでびっくりしたのです。分かりました。

### (金子(誠)委員)

西区身体障害者福祉協会の金子です。身体障害者手帳を交付されている人はたくさんいると思うのですが、年々私ども会員も亡くなったり、体が悪くなったりして辞められるという方が非常に多いのが現実なのです。何か会員募集で良い方法があったらお教え願いたいのですが。

### (榎本係長)

障がい福祉係の榎本です。金子さんのほうから、ほかのところでもお会いすることがあって、そういうお話も聞いているところですが、そちらも会報を発行されたり、日々レクリエーション活動とか、交流事業をされているというところ

ころですので、会報をいろいろなところで、うちもいただいているので区役所に設置したりして、ご覧いただいたりしているかと思うのですが、呼びかけというのが、有志の希望者あつての会だと思imasuので、そういう場をとにかくつくっていただいて、会報を見ていただくのが一つかと思imasu。こちらから直接、手帳を交付しているのですが、皆さん一人ずつにご説明というのは、なかなかできない部分でもありますので、日々の活動をいかに知っていただくかというところで、その上で会報の設置ですとか、そういう形ではご協力もできることは引き続きさせていただきたいと思imasuので、よろしくお願ひします。

**(五十嵐委員長)**

金子委員、特別、どの取り組みに関係してというのがございますか。

**(金子(誠)委員)**

そうではないです。

**(五十嵐委員長)**

それ以外のところですね。ほかに、何かございますか。

**(金子(誠)委員)**

その場合、リーフレットをこちらで用意して担当窓口に置かせてもらって、交付するときに、こういう会があるよということをしてもらうことは可能なのでしょうか。

**(榎本係長)**

手帳交付のときに、皆さんに一人ずつというのは、ちょっと今、この場でお答えがすぐにできないのですが検討をさせていただいてということになります。すみません。

**(五十嵐委員長)**

いろいろなところに関わることだと思imasuので、引き続きよろしくお願ひいたしたいと思imasu。そのほか、いかがでしょうか。ほかにご質問がないよ

うですので、次に移りたいと思います。

議題（２）「支え合いのしくみづくりの進捗状況について」、事務局からご説明をお願いいたします。

#### （土沼係長）

健康福祉課高齢介護係の土沼と申します。私から資料 2 に基づきまして、この 4 月からの介護保険制度の改正に伴いまして、4 月から実施させていただきます介護予防・日常生活支援総合事業について説明させていただきます。

資料 2 をご覧ください。「平成 29 年度の介護予防・日常生活支援総合事業について」でございます。こちらの資料の中で、介護予防・日常生活支援総合事業というものを資料の中では、「総合事業」という形で省略して記載しておりますのでご了承いただきたいと思います。

まず、見出しの 1「総合事業実施の背景・目的」をご覧ください。高齢者人口が増加する中で、団塊の世代の方が 75 歳以上になられる平成 37 年、2025 年には新潟市におきましては 3 人に 1 人の方が 65 歳以上となります。率にしますと 31.5 パーセントと言われております。また、これに伴いまして、高齢者の単独世帯、高齢者の一人暮らしの世帯、また高齢者夫婦のみの世帯が増えていくということが見込まれております。また、認知症の高齢者の方も増加するということが見込まれているところでございます。このような中で、医療・介護のニーズが増加していく、ちょっとした支援が必要な方が増加していくことが明らかな状況でございます。しかし一方で、働く世代が減少します、人口減少社会においては、これまでと同様の担い手では明らかに人手が不足することとなります。今後、さらに介護の担い手不足が進むことから、専門職はより中度、重度の方のケアへ、比較的軽度の方への支援につきましては、新たな人材の裾野を広げていくことで対応せざるを得ない状況であります。ちょっとした支援は住民同士の助け合い、支え合い活動が重要になってまいります。

このような中で、介護保険の介護予防給付として実施してきました、要支援 1、2 の方に対する訪問介護、いわゆるホームヘルプというものと通所介護、デイサービスでございますが、こちらが全国一律のサービスから、市町村が実施する総合事業として位置づけられ、市町村ごとの基準、内容により、多様な主体による多様なサービスを提供していくこととなりました。

2 の「介護保険制度の新旧対照・総合事業の実施内容（案）」をご覧ください。

まず、左側の部分「現行（旧）制度」と記載されている図のうち、要介護 1 から 5 の方が受ける介護給付につきましては、4 月以降も現行制度のまま変更はございません。その下、予防給付と記載されている部分でございますが、この中の太枠で囲んでいる部分でございます。先ほどもご説明させていただきましたが、訪問介護、通所介護、いわゆるホームヘルプ、デイサービスが全国一律のサービスから右側の新制度のとおり、総合事業に移行しまして、介護予防・生活支援サービスとして実施することとなります。

なお、訪問介護、通所介護以外の、いわゆる訪問看護や福祉用具の貸与、または住宅等に手摺り等を付けさせていただく住宅改修といったサービスにつきましては、4 月以降も全国一律の介護予防給付サービスとして実施させていただきます。あくまでも総合事業に移行させていただくのは、ホームヘルプとデイサービスということになります。

また、表の「現行（旧）制度」の下のところの黒丸の 1 で「介護予防事業」と記載されている部分ですが、今までですと「二次予防事業」と「一次予防事業」ということで実施をしてきました介護予防事業でございますが、二次予防は 65 歳以上の方で、介護認定を受けていない方に 2 年に一度基本チェックリストというものを送付させていただきまして、基本チェックリストにご記入等をしていただき返送いただきますと、状況によっては、このままですと要介護状態に今後なる恐れがあるという方に対して、こちらに記載されています「幸齢ますます元気塾」の参加を働きかけさせていただいていたものがございます。一次予防につきましては、健康相談、健康教育といったところの事業を実施させていただいていたところでございます。こちらが 4 月以降は、右の図のところの「一般介護予防事業」に記載させていただいております。すべての高齢者が対象ということで記載させていただいておりますが、今までですと一次予防、二次予防と分かれていたものを 4 月以降は、すべての高齢者の方を対象として「一般介護予防事業」ということで実施させていただくものでございます。

4 月以降、そのほかはどう変わるのかというところでございますが、新潟市における事業は「新制度」のところに記載をさせていただいているところでございます。まず、「介護予防・生活支援サービス」の部分ですが、「新潟市における事業（案）」でございますが、訪問型サービスと通所型サービスでございます。訪問型は、先ほどのホームヘルプの部分ですし、通所型というのはデイサービスの部分でございます。こちらにつきましては、右隣の括弧内に記載させてい

ただいておりますが「現行相当サービス」と、「基準緩和型サービス」、私どもサービスAという言い方をさせていただいておりますが、サービスAの部分。あとは「住民主体の支援」のところ、こちらはサービスBという言い方になりますが、サービスBという形で実施させていただくものでございます。通所型のサービスも同じく現行相当サービスと基準緩和型、いわゆるサービスAという部分で実施をさせていただきます。

その下の「一般介護予防事業」でございます。「新潟市における事業（案）」のところですが、これまでも実施しておりました健康相談、健康教室等はそのまま実施ということでございますが、一番下の部分、「週1回以上開催の地域住民等運営の通いの場」、いわゆる「地域の茶の間」でございます。こちらにつきまして、週1回以上開催している地域の茶の間につきましては、こちら介護保険の中から今後は補助金を支給させていただくところでございます。先ほどの介護予防・生活支援サービスと、こちらの週1回以上の地域の茶の間の詳細につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

資料2の右上をご覧ください。復唱になりますが、4月以降、どういうふうに変化するかとこのところでございますが、要介護1から5の方のサービスにつきましては、4月以降も現行のまま変わりません。その下、要支援1、2の方のサービスの部分でございますが、太枠で囲まれている部分、訪問介護と通所介護、ホームヘルプとデイサービスにつきましては、更新を迎える方から順次、総合事業のサービスに移行でございます。こちらは「更新を迎える方から」というところでございますが、要支援1、2の方は最初に1年間認定期間がございますので、場合によっては3月末に認定の期間が切れて更新をして、4月からすぐに総合事業に移行していただく方もいらっしゃいますが、中には認定期間が7月末という方もいらっしゃいます。そうしますと、7月までは今までどおり全国一律のサービスをお使いいただいた後、7月以降、8月からは順次、更新によって総合事業のサービスをお使いいただくという形になります。その下は先ほどもお話しさせていただきましたが、訪問介護、通所介護以外のサービス、訪問看護、福祉用具の貸与、または住宅改修などのサービスにつきましては、引き続き全国一律の介護予防給付によるサービスとなります。

続きまして、3「サービス利用の流れ」でございます。こちらは利用者の方は「相談窓口」ということで、今までも地域包括支援センター、もしくは区役所の健康福祉課、地域保健福祉センターに介護保険の認定を受けられる方につい



ては、こちらの窓口にご相談等をしていただきまして申請をしていただいていたところでございます。左側の矢印の流れは今までどおりの介護認定を受ける流れでございます。右側でございますが、4月以降、新たに一つ加わるサービスの認定の流れでございます。先ほど二次予防事業のところ、65歳以上の方に基本チェックリストを2年に1回お送りさせていただいていたとお話しさせていただきましたが、今後4月以降は、こちらの取り扱いの方法が変更になります。65歳以上にお送りさせていただくのをやめまして、今度は区役所、もしくは地域包括支援センター、地域保健福祉センターの窓口で使用する形になります。今までですと介護保険のサービスを使うにあたっては、要介護、要支援の認定を受けていただく必要がございましたが、4月以降につきましては、基本チェックリストを区役所等の窓口でお使いいただく形になります。基本チェックリストの内容によりまして、今日は基本チェックリストがお手元にないのですが、25項目の質問にお答えをいただく形になりますが、それを7つの視点で確認をさせていただきます。その中で、該当した場合には4月以降につきましては、介護の認定を受けなくても総合事業によるサービスをお使いいただけるという流れでございます。総合事業の右側の下矢印の丸の一つ目「(新規)総合事業の介護予防・生活支援サービスのみを利用したい場合」ということでございます。その下「更新」でございますが、今まで要支援1、2の認定を受けていらっしゃる方ですが、総合事業の介護予防・生活支援サービスのみをご利用された場合には、基本チェックリストを区役所等の窓口でお使いいただきます。その内容によりまして、サービス事業対象者と該当した場合には、総合事業の訪問介護と通所介護をサービス事業対象者としてお使いいただく形になります。

今までの介護認定につきましては、申請をいただいてから認定が降りるまでに平均で30日を超えておりました。ですが、この基本チェックリストをお使いいただく形になりますと、その場で判定ができますので、早ければ数日で総合事業のサービスをお使いいただけるような形になります。認定をされた方のサービスのケアプラン等の作成につきましては、これまでの要支援1、2の方と同じように地域包括支援センター、もしくは地域包括支援センターから委託を受けたケアマネージャーがケアプランを作成させていただくという流れでございます。

続きまして、資料2の裏面をご覧ください。先ほど総合事業のサービス、現行相当サービスと基準緩和型のサービスA、サービスBというお話をさせてい

ただきましたが、それがどのようなものかということをもとめさせていただいたものが裏面でございます。真ん中のところの「サービス」というところがご利用いただけるサービスでございます。左側「利用者」というところは要支援 1, 2 の認定を受けていらっしゃる方、もしくは先ほどの基本チェックリストでサービス事業対象者として認定を受けられた方でございます。

まず、真ん中の「サービス」の部分の「現行相当サービス」でございますが、こちら訪問、通所型等につきまして、今現在ご利用されているサービスと基本的に内容は変わりません。しかし、4 月以降は報酬単価の部分でございますが、こちらのところを変更させていただいております。今までですと月額のパッケージという形で、月 1 回でも使うと、もう「おくらいです」という形で単価が決まっておりましたが、4 月以降は 1 回当たりの単価に変更させていただきますので、ここはご希望されるサービスを、いろいろなサービスを組み合わせでお使いいただけるような、しやすくなるような形ではございます。

その下の真ん中の「基準緩和サービス（サービス A）」でございます。こちらが 4 月以降、新たに加わるサービスでございます。訪問型、通所型というところでございますが、サービス内容をご覧いただきたいと思っております。訪問型につきましては、「生活援助の範囲」と記載させていただいております。括弧書きで「身体介護を伴わない」というところでございます。こちらにつきましては、身体介護、いわゆる例えばなのですがお体の具合によってお風呂に入ったりする場合、どうしても介助が必要だといった場合があるかと思っております。こうしたご本人のお体に関する介助が必要ない場合というところで、サービス A は限定させていただいております。通所型も、基本的に括弧のところでございますが、「運動、レク、健康チェック」と記載させていただいておりますので、運動、レクリエーションを主な内容としておりますので、こちらも同じく身体介護を伴わない場合というところでございますので、身体、お体に関する介助が必要な場合には現行相当サービスをお使いいただくという流れでございます。身体介助を伴わないサービスが基本的にサービス A というところでご理解をいただければというところでございます。しかし、こちらは本人様のお体に直接介助がかかわらない部分でございますので、右側の報酬単価につきましては、現行の予防給付の約 8 割の基準単価とさせていただいているところでございます。

また、その下の「住民主体の支援（サービス B、一般介護予防事業：住民運営の通いの場）」でございます。訪問型サービスは日常のちょっとした困りごと

に対する支援でございます。こちら、サービス提供者のところに「ボランティア主体」と記載させていただいているところでございます。例えば、地域のコミュニティ協議会の皆様、自治会の方、またNPOの方等が地域の高齢者の方、もしくは障がいのある方、介護保険の認定を受けていらっしゃる方も含めて、日常のちょっとした困りごと、例えばゴミ出し、雪かき、高いところの電球交換といった、ちょっとした生活支援をする場合には、金額等は記載させていただいておりませんが、介護保険の中から実施主体の方に対して補助金をお出しさせていただきたいと考えているところでございます。こちらはまだ予算のところを議会に提案中のものでございまして、今予定しているのは1か月2万円を上限、年額24万円を上限として補助をお出しさせていただければと考えているところでございます。その下の「一般介護予防」の地域の茶の間のところでございます。週1回以上開催の地域の茶の間につきましても、来年度からは介護保険の中から補助金をお出しさせていただきたいというところでございます。こちらはまだ予算を議会に提案中でございますが、こちら月額2万円を上限、年額24万円を予定しているところでございます。

また、表に戻らせていただきまして、「利用者」の部分でございまして、「現在の利用者」、「新規の利用者」と記載させていただいております。「現在の利用者」につきましては、今現在、要支援1、2の認定を受けていらっしゃる方でございます。先ほどお話しさせていただきましたお体に関する介助が必要な場合には、現行相当サービスをお使いいただきます。また、現行相当を希望というところでございますが、こちら基準緩和型のサービスAにつきましては、4月から新たに加わるサービスでございまして、広まっていくまでに少々お時間がかかる部分でございまして、今現在、サービスをお使いいただいている場合には、当面の間、現行相当サービスを希望される場合にはお使いいただけるというところでございます。「当面の間」というところは、先ほどのサービスAの部分が今後広まっていく部分でございまして、そちらのサービスAが十分に広まるまでの間というところで考えております。また、変更等がある場合には、広報等をさせていただいて、混乱のないようにさせていただければと考えているところでございます。また、その下「サービスAがない場合」というところでございます。こちらサービスをご利用される身体介護を伴わないのですが、ご希望されるサービスAがない場合には現行相当サービスをお使いいただけるというところでございます。

また、「新規の利用者」でございますが、こちらは4月以降、要支援1,2の認定を受けられる方、または先ほどの基本チェックリストで認定を受けられた方というところでございます。こちらも現在の利用者の方と変わらず、身体介護を伴う場合には現行相当サービス、ご希望されるサービスAがない場合にも、現行サービスをお使いいただけると考えております。

最後、まとめになりますが、4月以降につきましては、要支援1,2の方のサービスのうち、ホームヘルプとデイサービスが市町村の総合事業に移行しまして、新潟市の基準等で新たにサービスを提供させていただくところでございます。また、サービスにつきましては、今までは要支援1,2の認定を受ける必要がございましたが、4月以降は基本チェックリストで該当した場合にもサービスをお使いいただけるようになります。また、4月以降のサービスにつきましては、現行相当サービス、今までのサービスと変わらない、変更がないサービスをお使いいただけます。そのほかに基準緩和型サービス(サービスA)、身体介護を伴わないサービスというものを新たに4月以降、設定させていただくところと、サービスBという住民主体の支援、週1回以上開催する地域の茶の間については、介護保険の中から補助金をお出しさせていただくところがございます。

#### (五十嵐委員長)

ありがとうございました。なかなか複雑で、理解は難しいところなのですが、皆様のほうから何かご質問ございますでしょうか。

私から質問させていただきます。サービスAの基準緩和とあるのですが、緩和される基準というのは人員配置のことをおっしゃっているのか、またその他の緩和される基準というものがあるのかご説明いただけますか。

#### (土沼係長)

基準緩和型でございますが、事業者の方の人的なところも緩和をされます。身体介護を伴わないところになりますので、基本的にはこちらに記載させていただいていますが、旧ヘルパー3級以上の資格の方、もしくは市が実施する研修を修了された方が、事業者としてサービスを提供できる形になります。

**(倉林副委員長)**

質問が2点あります。まず、1点目は新規参入団体は指定の申請書が送られてきて、それに基づいて申請をするようになるのかどうか1点と、それからイメージ図の一番下に「支援(バックアップ)」ということで、「支え合いのしくみづくり会議、支え合いのしくみづくり推進員」と書いてありますけれども、いわゆるバックアップ支援については住民主体の支援、要するにサービスBだけを支援するような形になるのかどうか。この2点について質問したいと思います。

**(土沼係長)**

まず、新規の事業者というのはサービスAの部分ということでよろしいですか。

**(倉林副委員長)**

Bと、一部点線矢印の枠がありますが、サービスAとサービスB、サービスBのほうは今までどおりだと思うのですが、そこに点線の矢印を見ますと、右のほうから上にある部分。

**(五十嵐委員長)**

指定申請と書かれているところですね。

**(土沼係長)**

新規参入団体というところがございますね。こちらは基本的にはサービスBの部分、茶の間の部分でございますが、申請書が送られるかというところがございますが、まずは、これから新たに補助金をお出しさせていただくところがございますので、もしそういうお考えがあれば、まず区役所にご相談をいただければというところがございます。また、その内容によっていろいろご相談をさせていただければというところがございますし、2点目の支え合いのしくみづくり会議の支援バックアップの部分でございますが、こちらはサービスB、もしくは地域の茶の間の部分でございます。こういった住民主体の支援というのは、どうやって広めていくかということがまたいろいろ課題となる部分もがございますので、そういったところを私どもの支え合いのしくみづくり会議、い

わゆる協議体，支え合いのしくみづくり推進員ということでコーディネーターの方と一緒に，こういった取り組みを広めさせていただければと考えておりますので，こちらは主にサービスB，地域の茶の間の部分でお考えいただければと思います。

**(倉林副委員長)**

そうしますと，地域の茶の間の窓口が社会福祉協議会になると思うのですけれども，それはそれでいいのですね。

**(土沼係長)**

そうです。ご相談につきましては，社会福祉協議会でも結構でございます。

**(倉林副委員長)**

そうすると，社会福祉協議会から地域の茶の間の補助金は，あとで説明があると思うのですけれども，そのまま，あとはサービスBについては，その部分については申請しなくてもいいということですか。

**(土沼係長)**

サービスBのところも，基本的には補助になりますので申請が必要になります。

**(倉林副委員長)**

そうすると，その窓口はあなたのところが窓口になるということですか。

**(土沼係長)**

そうです。私ども，実際ご相談はこちらの窓口にいただきまして，申請自体は実を言いますと本庁の福祉部になってしまうのですが，ただ事前のご相談等はこちらのほうでも承りますので。

**(倉林副委員長)**

一本化して，あなたのところに申請をすれば，申請の内容をチェックされてOKになれば必然的に地域の茶の間等については，社会福祉協議会に書類なり

了解が降りていくという形でよろしいですね。

#### (土沼係長)

地域の茶の間につきましては、今までの社会福祉協議会は窓口で申請をしていただいていたかと思います。ただ、週 1 回以上のところについては、実際は市から補助金をお出しさせていただく形になるので、資料 4 のところで、後ほど地域の茶の間の助成のところの説明させていただければと思います。

#### (本間委員)

今の総合事業のサービスなのですからけれども、今ほどおっしゃったことと重複しているのですけれども、基準緩和サービス（サービスA）と、住民主体の支援サービスBがありますね。右側を見ていただくと、今ほどと一緒なのですからけれども、「新規参入」ということに関して、「株式会社、NPO法人等」となっていますね。NPO法人でも有償と無償のNPOがありますので、これはどこまで有償か無償なのか。これはビジネスとして捉えた場合は、報酬がありますので、対価を得ますので、ビジネスとして考えれば参入しやすいと考えられますよね。そのNPO法人自体のあり方をどういうふうにするか。無償なのか有償なのか。1から10まで、どこまでの範囲を指すのかということですよ。

それからもう一つ、サービスBなのですからけれども、住民主体ということなのですから、住民主体ということは要するに自治会に対する負担がすごく増えるのですね。今でも増えていますけれども。私はつきり言って推進委員の会議に出てきていますけれども、自分では当て職だと思っていますね。だから別に権限があるわけではないし、ただ一応、自分では知る人ぞ知る、知らない人は知らない。一部の人だけ知っているというか、執行部だけ分かればよいということも、ものによってはあると思うのですけれども、週 1 回の茶の間というのも、いろいろプレゼンをもらっていますけれども、先ほどもありました、基本目標 1 の「いきいき西区ささえあいプラン西区全体計画進行管理票」も、いろいろ提案が 50 ほどありましたけれども、実際どこまでやっておられるのかという点で難しいのですよね。私はほとんど自分ではやれないと思っていますね。やるとしても 1, 2 個だと思います。でも、これは意味のあることなので、こういう提案はすごく重要なことだと思っています。なるべく健康福祉課の提案というかプレゼンに関しては、期待に応えたいなと思っていますけれども。

**(五十嵐委員長)**

ありがとうございました。2点ご質問ありましたが、NPO法人は有償か、無償かというところと、自治体の負担が増えるのではないかというご懸念の2点についてご回答をお願いいたします。

**(土沼係長)**

まず、1点目のNPO法人のところでございます。大変申し訳ございません。こちらにつきましては、有償か、無償かというところでございますが、こちらは本庁の福祉部に確認させていただければと思います。後ほどご回答をさせていただきますと思います。

2点目のサービスBの部分でございますが、私どものほうも協議体等をさせていただきながら、開かせていただきながら、やはり人手のお話もあって、なかなか大変なのだというお話は伺っているところでございますので、こちらのところはこういった形でさせていただければいいのかということも、この協議体の中でいろいろ協議をさせていただきながら、生活支援コーディネーターの方といろいろ情報共有をしながら、情報収集を私どももさせていただきながら、いろいろご提案等もさせていただければなと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**(五十嵐委員長)**

ありがとうございました。ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。事務局のほうから補足はございますか。

**(小関課長)**

健康福祉課長の小関でございます。今の本間委員の1点目のご質問で、土沼も申し上げたように、はっきりしたことは申し上げられませんが、真ん中の基準緩和サービス(サービスA)の部分は、「株式会社、NPO法人等」となっております。こちらについては、それこそ事業として行うわけですから。報酬単価も現行相当サービスの約8割ということで設定されますので、こちらのサービスA、それから上の現行相当サービスは今までと同じように利用者負担が1割ないし2割ということで発生いたしますので、基本的には有償と考えていいのだと思います。



下の住民主体の支援にも、NPO法人がございますけれども、こちらのほうは利用者負担を設定するかどうかというのは団体のお考えになります。市の補助金については、いわゆる人件費には充てられないということになりますので、有償という部分からは少し遠い、真ん中に比べれば有償からは少し離れるのかなと考えておりますので、補足させていただきます。

**(五十嵐委員長)**

ありがとうございました。ほかに、ご質問がなければ先に進みたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

**(土沼係長)**

引き続き、私から資料 3-1 と資料 3-2 のご説明させていただきたいと思えます。西区における社会資源等というところをございます。これは区でまとめさせていただいたものでございます。こういった住民主体のサービス等を広めていく中で、実際どういった社会資源が地域にあるのかというところをまとめさせていただいたものでございます。ですので、これがデータの的にも例えば介護保険の事業所等につきましては、昨年 4 月時点のものでございますので、今の現状とちょっと差が出ている部分もございます。どういった社会資源があるのかというところをまとめさせていただいたものでございますので、参考に確認しておいていただければというところをございます。

**(五十嵐委員長)**

ありがとうございました。

それについてはよろしいでしょうか。今は資料 3-1「西区における社会資源等一覧」のご紹介でしたが、資料 3-2、3-3 の説明をお願いします。

**(皆川係長)**

資料 3-3、資料 4、資料 5 と一括してご説明させていただきます。まず資料 3-3 でございますが、こちらの西区地域の茶の間、サロンなどの開催一覧でございます。こちらにつきましては、昨年 11 月現在で西区社会福祉協議会で調査していただいてまとめたものでございます。ここに掲載のものについては、公表してもいいというところだけ掲載させていただいております。全部で 53 か所

が掲載されているのですけれども、実際把握しているものは 77 か所ありますが、そのうちの 53 か所だけ掲載させていただいております。また、ここだけでなく、まだ我々が把握していないものもあるかと思っておりますので、今現在、西区の自治会などに照会をかけておまして、年度開けにこちらの方も追加して配付させていただこうと思っております。また、地域の茶の間の一覧、先ほどの 3-1 の西区における社会資源一覧につきましては、コミュニティ協議会別にまとめてございますので、今後、地域福祉計画のコミュニティ協議会別計画推進の参考にしていただければと思っております。資料 3-3 については以上でございます。

続いて資料 4 をご覧いただけますでしょうか。今年の 4 月から地域の茶の間の助成制度が変わるというものでございます。左上になぜ見直したの？とありますが、今現在、新潟市内に 500 か所ほどの地域の茶の間がございまして、この取り組みがより広まるよう、開催頻度に応じた制度に見直しを行い、皆様の運営を支援したいというものでございます。

2 番目にどう変わるの？ということでございますが、金額については議会の議決前でございますので（案）ということになります。まず、これまでは A タイプというものと B タイプというものの 2 つがございました。まず A タイプにつきましては毎月 1 回以上、参加者 10 人以上が条件ということで、月 2,500 円が上限でございました。また、B タイプにつきましては、同じく月 1 回以上、参加者 10 人以上ということで、ここまでは A タイプと一緒にのですが、そのうち子育て世代の参加など、多世代交流を年 4 回以上というものが条件となっております。こちらが月 1 万円が上限でございました。

どちらも西区社会福祉協議会を通じての助成となっておりますが、この 2 つについて見直しを行おうということで、まず①ということで、2,500 円の A タイプについてはこれまでと全く変わりございません。そして、一番下の②でございまして、週 1 回への移行応援制度とあります。こちらが新規の制度になりますが、月 2 回以上定期的に開催する、そしてまた、参加者が概ね 10 名以上、そして、週 1 回への事業（移行）計画書の提出ということで、3 年以内に移行とあります。こちらは、3 年間は月 2 回以上でいいのですけれども、4 年目以降は週 1 回に移行していただく、3 年以内に週 1 回に移行していただくという制度でございまして、こちらは月 5,000 円が上限となっております。そして③として、こちらが週 1 回以上でございまして、月 20,000 円が上限となっております、そのほか、初年度のみ初期費用として 20 万円が交付されるというものです。で

すからこの②と③が新規に制度設計したものでございます。なお、Bタイプにつきましては来年度1年限りで廃止ということになります。

続いて右側をご覧くださいなのですが、月1回と月2回以上というのが社会福祉協議会からの助成になりまして、地域の茶の間・ふれあいいいきサロン助成事業という名称になります。そして、週1回以上のものが、こちらが市からの助成金になりまして、地域の茶の間支援事業という名称になります。いずれも申請要件のところですが、参加人数は10名以上なのでございますけれども、週1回以上のものについては高齢者が最低10名以上必要ということで、こちらについては財源が介護保険制度の財源を使う関係でございます。その次の参加対象につきましては、いずれも子どもや高齢者、障がい者等対象者を限定せず、だれでも自由に参加可能というのが対象ということでございます。またそのほかということで、月2回以上については月1回の事業（移行）計画書を提出していただくと。次に、運営経費につきましては、上限についてはそれぞれ先ほどの説明のとおりでございます。そして補助対象経費でございますが、こちらについては講師謝礼、消耗品、印刷代、光熱水費、ボランティア保険、通信費、会場費・家賃がいずれも対象となっております。一つだけ違うところは、お茶・茶菓子・食材料費等については、月1回、また月2回以上については対象になりますが、週1回以上については対象外となっております。この理由としましては、財源が介護保険制度の財源ということで、これまでも介護保険制度ではデイサービス等、食費等にかかるものについては自己負担ということになっておりますので、その考えからということでございます。そして最後に初期費用ということで、週1回以上の助成については20万円まで初期費用が認められます。対象としては消耗品、印刷代、備品等でございますが、不動産の修繕・改築については対象外となっております。

裏面をご覧くださいませでしょうか。4番目として申請手の流れとあります。月1回、月2回、Bタイプにつきましては、窓口が各区の社会福祉協議会となっております。右側の週1回以上の助成については、窓口が福祉部の地域包括ケア推進課ということでございますが、相談については各区の社会福祉協議会でも可能となっております。いずれも、もし4月からこの事業を開始したいということでございますと、3月中には申請書の提出が必要となるものでございます。地域の茶の間の助成見直しについては以上でございます。

最後に、資料5をご覧くださいませでしょうか。こちらは西区地域包括ケア

推進モデルハウス事業のチラシでございます。新潟市では、地域住民同士の支えあいのしくみづくりを進めるために、地域包括ケアの拠点としてモデルハウスを設置し、地域の茶の間の運営や生活支援、介護予防活動などを実施するとともに、その活動ノウハウの普及をはかっております。平成 26 年度に東区の紫竹で最初のモデルハウスが設置されまして、今年度、現在ほかの 7 区でも設置を進めているところでございます。西区におきましては、昨年 6 月に第 1 層の協議体、支えあいのしくみづくり会議の中で、どのように立ち上げていくか協議いたしました。その中で、既存の茶の間をバージョンアップしていこうということで合意いたしまして、その後、西区内で週 1 回程度茶の間を実施中の約 15 団体を私ども区役所と社会福祉協議会と視察し、調査いたしまして、昨年 10 月ごろこちらのチラシにあります西坂井団地自治会様から内諾を得ております。このチラシにもありますが名称は西坂井団地憩いの茶の間ということでございます。

開催場所につきましては、裏面に地図がございますが、新潟大学前の駅を降りて西川の方に向かうと、歩くと約 15 分ほどのところに自治会館がございます。表面に戻っていただけますでしょうか。この西区のモデルハウスのコンセプトとしては、居場所機能を基本とし、気軽に無理なく継続して運営できる、またほかの自治会でも、自治会館などの開催場所があれば少人数のボランティアで運営が可能ということです。そして、西区内のより多くの自治会に、地域の茶の間の開催を広めていくことが可能となっております。

開催の内容でございますが、チラシの中にもございますが、これまでは週 2 回で実施していたのですけれども、それに加えまして月曜日には体操の会、また、金曜日には趣味の会を一緒にして月、火、木、金と週 4 回で開催することとなっております。料金については 1 回 100 円ですが子どもさんは無料となっております。開設日時につきましては、先週火曜日 2 月 28 日に開設いたしてございまして、関係者によるセレモニーを今週木曜日 3 月 9 日の 14 時から開催する予定となっております。当委員会からも坂井輪中学校区まちづくり協議会の代表として、小林委員から出席いただく予定となっております。このモデルハウスのことで、もしご不明な点等がありましたら健康福祉課か社会福祉協議会にお問い合わせいただければと思います。モデルハウスについて、以上でございます。

**(五十嵐委員長)**

地域の茶の間についてご説明がありました。ご質問、コメント等ございませんでしょうか。

**(本間委員)**

このお茶の間制度というのは、私個人的にはすばらしい制度だと思っています。今の世の中、義理人情が希薄になって、地域交流とか親睦を図る、そういう面ではすごく重要なことだと思っています。ただこれは地域性がありまして、私は田舎なものですからけっこう親子四代、子、孫、ひ孫、玄孫とか、それから父、母がいるわけです、父、母、祖母、祖父、それから先祖、4代くらいまでさかのぼるわけです。田舎ですと地域が狭いので、血脈関係というのがすごく濃いのです。だれがだれその分家で、ひ孫でどうのこうのという、ある程度そういう横のつながりがすごく深いのです。逆に私もやりたいとは思ったのですけれども、かえって裏目に出やすいということがあるのです。例えばその社交場が悪口の間になるとか、うちの嫁がどうのこうのと、そういう場にもなりかねないのです。実際、私もすばらしい制度なのでやりたいと思っただけですけれども、万が一裏目に出た場合、ちょっとあまりよくないなと思っています。でもこれはすごくいい制度だと思っています。

**(五十嵐委員長)**

モデル事業チラシの裏のところにルールが書いてあります。これは、私も少し関心があるのですけれども、その場にはいない人の話をしないとかあるのですけれども、それがどれぐらい実施されているとか守られているのかというのは関心のあるところです。

**(本間委員)**

とかく、よもやま話が出ますから、案外、長所短所、功罪が出てくると思います。でもそういうものを抑えていって、これはやるべきだと思っています。

**(五十嵐委員長)**

ありがとうございます。ご質問は他にないですか。

私の方から質問よろしいですか。一覧がありまして社会福祉協議会の把握分

とあるのですが、把握していない部分もあるということは、助成制度を利用しないで茶の間を開催しているところもあるということで、よろしいですか。

**(皆川係長)**

そういうことでございます。こちら掲載分は 53 か所ですが、助成金を受けているところもありますし、受けていないところもあります。先ほど、一番最初の全体計画の進捗状況の説明の中でも、助成金を受けているところが 50 数か所とありましたけれども、こちらで把握しているのは 77 か所ほどありまして、20 か所ほど助成金を受けていないと思われま。この資料 3-3 に掲載のものについては、助成金を受けている、受けていない関係なく、公表してもいいと答えていただいたところでございます。今現在、こちらの一覧の見直しをかけているところでございます。

**(五十嵐委員長)**

地域の茶の間を行うに当たって届け出が必要とか、そういうことはないのですね。

**(皆川係長)**

そういうことは全くございません。

**(五十嵐委員長)**

ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。時間も終わりに近づいておりますので次に進めさせていただきたいと思。いませ。

その他について、事務局よりお願いいたします。

**(皆川係長)**

来年度の委員会のスケジュールについてでございますが、資料がなくて恐縮なのですが、1 回目につきましては今年度と同じく 7 月ごろ、2 回目についても来年 2 月頃ですね。7 月と 2 月頃に開催を予定しております。また、近づきましたらご案内をさせていただきたいと思。いませ。

また、コミュニティ協議会別の計画がありますけれども、今年度の取り組み状況につきまして、4 月に入りましたらコミュニティ協議会の会長様へ依頼をさ

せていただきたいと思います。こちらの推進委員の皆様にも写しを参考送付させていただきます。4月から6月にかけて、各コミュニティ協議会ごとに振り返っていただいて、6月中に区役所に報告をいただきたいということで考えております。このスケジュールについては昨年度と同じようなスケジュールでございます。その報告を持って、第1回目の委員会で皆様方から報告いただきたいと考えております。その他については以上でございます。

**(五十嵐委員長)**

ありがとうございました。その他、委員の方から何かございますか。

**(木村委員)**

来年度になりますと自治会長が替わるのです。昨年度は3月頃に報告書を出すようにということだったと思うのです。コミュニティ協議会の方に調査するようなものは、来年度になったらということですか。

**(佐藤主査)**

昨年は委員の改選がありましたので、新しい委員を出してくださいという依頼を3月中にコミュニティ協議会に出させていただいたのです。ちょうど委員の改選時期だったので、2月頃に来年度の新しい方を出してくださいと。

**(木村委員)**

4月の何日頃になるのでしょうか。というのは総会までにその資料をいただくと、総会のときに新旧出るのです、旧自治会長にお願いできるのですけれど。

**(佐藤主査)**

3月中に会長に案内を出させていただいた方がよろしいでしょうか。ではそのようにします。

**(木村委員)**

ありがとうございます。

**(五十嵐委員長)**

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

**(小林委員)**

坂井輪中学校まちづくり協議会の小林でございます。大変恐縮ですけれども、今日この会議の内容が、先日、内野まちづくりセンターで行われた会議とほぼ同じであります。人数の関係等もあるのだらうと思いますけれども、今日ご参加の皆さんも先日出ていると思うのです。できれば一緒にしていただければ、我々の会議の回数も減りますので、できたらご検討ください。

**(五十嵐委員長)**

事務局，いかがでしょうか。

**(皆川係長)**

この地域包括ケアシステム等の内容について、いろいろな協議体とかいろいろなところで説明しているということで、何回か重複して聞かれる委員の方もおられると思うのですけれども、こちらにつきましては、なかなか 1 回だけ聞いても分からないとかいう声もたくさん聞いておまして、そこについてはご了承いただきたいと思えますし、また、当委員会としましても、内容について同じような内容でなくて、もっとどんな内容で検討したらいいかというのを、今後委員長とも相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

**(五十嵐委員長)**

いくつも委員をされていると、同じことを繰り返しお聞きになる機会が多くてご負担が多いと思えますけれども、引き続きよろしく願いしたいと思えます。その他，いかがでしょうか。

**(倉林副委員長)**

先ほど、おせち料理の話がありました。ぜひ、お一人 1 個ずつお願いしたいのが一つと、それから、私たち配付名簿を提出します。昨年 12 月に民生委員が替わりました。私の町内といいますと重複しておりました。なぜ重複したかという、この話はちょっと耳が痛い方は聞かないでおいてほしいのですけれど



も、私たちのところは社会福祉協議会から名簿が来ますと、名簿を全部出します。したがって戸数はまちがいありませんでした。重複しましたから、年が開けてから社会福祉協議会に民生委員の方は名簿出すのかと聞きに行きました。そうしたら、こういう回答なのです。私は西内野なのですけれども、西内野の民児協で名簿を作って出すのだという話だったのです。そういうものですから、そこまではタッチできないのかと思いましたが、突き合わせをすれば多分分かることだと思うのです。したがって、うちの町内には民生委員が 2 人いるのですけれども、私の町内から社会福祉協議会に名簿を出したのと、民生委員から来た名簿を突き合わせすれば、重複している世帯は分かると思うので、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひますし、新しく民生委員になった二人には、29 年度にもしそういうことがあったら、民生委員の人の名簿と、私が町内会長をしておりますので、会長と 3 人で突き合わせして出そうということにしましたので、29 年度は間違いないと思ひますけど、多分ほかの地域でも、足りないのではないかもしれませぬけれども重複しているところがあるのではないかと思ひますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

**(五十嵐補佐)**

貴重なご意見ありがとうございました。

大変申し訳なかったと思ひますが、年末のばたばたした時期に、私どもの確認作業のところもあったかと思ひますので、以後、事務のほうは気をつけたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

**(原委員)**

今の関係でいいですか。ルールが、要はだぶって出るという話ですけれど、私は内野ですけれど民生委員もやっています。うちの場合だと自治会長に提出して自治会長から社会福祉協議会に上げているのが普通だと思うのですけれど、その辺のルールがあいまいなところがいけないのではないのでしょうか。

**(五十嵐補佐)**

実施団体が自治会なのか、または西区においても民生児童委員協議会が実施団体というところもありますので、そこを実施団体の代表の方に確認作業をお

願っているというやり方でやっているところなのですが、そこを今後、その辺、職員に確認作業を正確にするように指示させていただきますので、よろしくお願い致します。

**(五十嵐委員長)**

情報の集約は難しいところでしょうけれども、できるだけシンプルにできるようによろしくお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

**(酒井委員)**

こういう福祉関係の会議に随分出ているのですけれど、この同じようなことは、民生委員にはこういう研修会というかおありなのでしょうか。今回、この推進委員というのも民生委員がふさわしいのかなと思って、私は最初遠慮したのですけれども、だんだんやっていくうちに、こればかりは民生委員だけではどうしようもないなということが分かってきまして、まちづくり、コミュニティ協議会全体がしていかなければいけないということが分かった中で、民生委員が全く別個に行動しているような気がして、情報交換が自治会長でも全然できていないということが分かりました。これをやっていくのがこの会でもないのだろうけれども、その辺の融合というか民生委員と自治会長のコミュニケーションがお互いにとれていない地域が非常に多いのです。お互い理解されていない。民生委員って何やっているのかと自治会長に言われるくらい内容が分からないのです。多分やっているのだろうと思うのですけれども、それぞれがやっていて、一致するところが見つからないのですけれども、今後、できればこういう会に民生委員がおられれば何の不思議もないのですけれども、自治会長もいないしというのが、ちょっとここまできた中でいろいろな同じことを何回も聞いてやっと分かった面もあるので、何回出てもいいのですけれども、その辺、私たちどう処理したら良いのか、お願いします。

**(本間委員)**

民生委員は守秘義務と個人情報の開示が制限されていますので、そこら辺がなかなか自治会と意思の疎通がなかなか行われれないという、情報交換できないというのはそこですよね。

**(酒井委員)**

でも、自治会長も災害時要援護者名簿を持っていらっしゃいました。これを私は調べたけども、この後どうしたらいいのだとおっしゃっていました。持っていればいいんじゃないんですかという話はしましたけれど、そこら辺で民生委員と一体化していない。突き合わせしていないのです。お互いが悶々としているのではないかという状況です。

**(小林委員)**

今のお話しですけれど、これはコミュニティ協議会が主体性を発揮すれば良いのであって、私どもは年 3 回ですよ、民生委員、友愛訪問員、自治会長、それからまちづくり協議会と四者一体で年 3 回勉強会をしていますから、これは行政よりもコミュニティ協議会の方が取り組むべきではないかと思います。

**(五十嵐委員長)**

ご意見ありがとうございます。事務局から何かコメントは。

**(五十嵐補佐)**

今ほどご質問のあった件でございますが、民生委員の方々につきましては民生委員協議会という団体がございます。そういったところでそれなりに研修もされているということもありますし、依頼があれば私どもとか西区役所の方ということで、いろいろな地域事業、福祉事業の研修コースというところもやっております。しかしながら、それぞれの自治会長なり友愛訪問員なりの交流の場というところだと思います。私ども西区社会福祉協議会は、組織の中に支会という組織もございます。そういったところも含めまして、私どもの立場としては、ぜひいろいろな方々、民生委員とか、自治会長とか、友愛訪問員とかの交流をしませんかという働きかけみたいなどころでのお話しはできるかと思います。そういったことくらいだと思うのですが、いろいろな場面でそういったところの地域におけるそれぞれの各職場段階の交流はありませんかという呼びかけみたいなきことはやれるかと思しますので、そういったことで、少し働きかけをやろうかと思えます。

**(五十嵐委員長)**

お気づきの問題点を出していただくのは結構なことですよ。ありがとうございました。それ以外に何かありますでしょうか。先ほどの議題で言い損ねたこととかございませんか。それでは以上で平成 28 年度第 2 回いきいき西区支えあいプラン推進委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

**(司会)**

皆さん長時間にわたりご審議いただき大変お疲れ様でございました。本日の委員会の会議録は、事務局で後ほど作成しまして、皆様にご確認をいただいたうえでホームページに掲載させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございました。お帰りの際は忘れ物ないようよろしくお願いいたします。